

「新潟県歯科保健推進条例（案）【一部改正】」に対するパブリックコメントの結果

○意見募集期間 令和6年12月26日～令和7年1月24日（30日間）

○意見の提出者 2人（個人・団体）

○意見の件数 3件

I 反映した意見 1件、II 一部反映した意見 1件、III 既に記載(実施)済みのもの 0件、
IV 今後の検討課題とするもの 0件、V その他記述を変更しなかったもの 1件

○意見の内容及び対応

番号	意見反映後の 条例の関係条文等	内容	対応	反映状況
1	条例全般	新潟県は歯科保健の先進県で日本一虫歯が少ない県と聞いています。 条例の改正は県民にとっても大変良いことと思います。	改正条例案の趣旨にご賛同いただき、ありがとうございます。 提案者といたしましては、この改正条例案により、県民の皆様が生涯を通じて、その年齢、居住する地域等に応じた適切かつ効果的な歯科口腔保健サービスの提供を受けることができる持続可能な環境の整備に寄与することを期待しております。	V
2	第16条	ここでは、オーラルフレイルについて書かれていて、今の書きぶりでも分かりやすいのですが、フレイルには「虚弱」という言葉がぴったりくるので、この「虚弱」という言葉も使って、オーラルフレイルについて書いて欲しいです。	ご意見を踏まえ、オーラルフレイルの定義については、原案を生かしつつ「虚弱」を盛り込んだものに変更いたしました。	II
3	附則	今回の改正は条文の数も増え、内容も大幅に充実させた大改正なので必要ないかもしれませんが、この条例は、平成24年に改正してから10年以上も経過しているとのことですので、一緒にホームページに載っていた拉致の条例のように、附則に今後も検討することを書いておいてもよいと思います。	ご存知のとおり、全国に先駆け、我が党から提案した歯科保健推進条例が平成20年7月に制定されました。 その後、歯科口腔保健の推進に関する法律の制定等を踏まえ、平成24年10月に改正条例を制定しましたが、既に10年以上が経過したため、本県の歯・口腔の健康づくりの取組に関し、年齢や地域などという観点から見た場合、格差が顕在化していることから再び改正条例案を提案した次第です。 これら経緯を踏まえ、ご意見のとおり、附則には、改正条例の施行状況に検討を加え、必要に応じて措置を講ずるものとする規定を盛り込むことにいたしました。	I

条例案の公表方法等

- (1) 自由民主党新潟県支部連合会ホームページへの掲載 (2) 自由民主党新潟県支部連合会における資料の閲覧及び配布
(3) 条例案に対する意見募集の周知（令和7年1月11日新潟日報朝刊掲載）